

令和4年度第2回地域包括支援センター等運営協議会

書面決議等に係る質問・意見

議題1 返子市指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着介護予防サービス事業者の指定更新について

議題1：7名了承、1名条件付き了承

	ご意見 ご質問	事務局回答
1	<p>・生活相談員のうち1名は週平均の勤務時間44時間で、管理者としての勤務時間を合計し48時間であること。 (資料では46時間と記載)</p>	<p>・記載誤りのため48時間に修正した。</p>
2	<p>・運営規定において機能訓練指導員は4名以上とされているが、資料の従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表では1名で、かつ勤務時間の記載がなく勤務実態を確認できないこと。</p>	<p>・勤務予定時間数は確認し記載漏れのため修正した。 ・運営規定については、ご指摘のとおり実態と異なる記載となっており、申請者から機能訓練指導員に係る「4名以上」を「1名以上」に改定し新たな運営規定が再提出された。</p>
3	<p>・従業員の勤務体制及び勤務体系一覧表に、看護職員の記載がありませんが、看護職員に関する基準がないのか、病院等との連携を確認済みなのか分からないこと。 なお、県の基準では、看護職員については、指定通所介護事業所の従業員により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能とされ、単位ごとに、サービス提供日ごとに、専ら提供にあたる看護職員を1名以上配置することとされている。</p>	<p>・認知症対応型通所介護（地域密着型サービス）に関する基準上、看護職員または介護職員を配置することとされており、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではないと認識しており、本市基準に適合していると判断した。</p>